

水質汚濁防止法に基づく 上乘せ排水基準の見直し (六価クロム化合物)

Hyogo Prefecture

六価クロム化合物に関する環境基準・排水基準 国の検討経緯

1

■環境基準

令和3年10月	「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」の改正（告示） ※ 0.05mg/L → 0.02mg/L
令和4年4月	「公共用水域の水質汚濁に係る環境基準」の改正（施行）

■排水基準

令和4年3月	水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る基準等の見直しについて（諮問）
令和5年6月	水質汚濁防止法に基づく排出水の排出、地下浸透水の浸透等の規制に係る項目の許容限度等の見直しについて（答申）
令和6年1月	「排水基準を定める省令」の改正（公布） ※ 0.5mg/L → 0.2mg/L
4月	「排水基準を定める省令」の改正（施行）

六価クロム化合物に関する排水基準の見直し

国の一律排水基準

(1) 中央環境審議会での審議内容

■中央環境審議会答申（令和5年6月）の概要

①水質汚濁防止法における排水基準の考え方

有害物質については、原則として、人の健康の保護に関する環境基準値の10倍に設定

②排水基準の設定について

六価クロム化合物についても、新しい環境基準（0.02mg/L）の**10 倍値（0.2mg/L）を排水基準とすることが適当**

③暫定排水基準について

将来的な排水対策及び技術開発の動向等を踏まえ、必要に応じその見直しを行うこととして定めることが適当

※ 以下の業種について暫定排水基準を設定

電気めっき業、暫定排水基準値：0.5mg/L、適用期間：3年間

六価クロム化合物に関する排水基準の見直し

兵庫県の上乗せ排水基準

(2) 一律排水基準と上乗せ排水基準の関係

有害物質に関する排水基準は
排水量に関わらず、全ての特定事業場に適用

■一律排水基準の改正前（令和6年3月31日まで）

一律排水基準 (国)	上乗せ排水基準 (兵庫県)	
	既設特定事業場	その他の特定事業場
0.5mg/L	0.35mg/L	0.1mg/L

■一律排水基準の改正後（令和6年4月1日以降）

業種	一律排水基準 (国)	上乗せ排水基準 (兵庫県)	
		既設特定事業場	その他の特定事業場
電気めっき業以外	0.2mg/L	0.35mg/L※	0.1mg/L
電気めっき業	0.5mg/L (暫定排水基準、 3年間適用)	0.35mg/L	0.1mg/L

※ 一律排水基準と上乗せ排水基準のうち、厳しい値が適用されるため、0.2mg/Lを適用

六価クロム化合物に関する排水基準の見直し

兵庫県の上乗せ排水基準

(3) 環境の現況

■六価クロムに関する環境基準の評価方法

同一測定点における年間の総検体の測定値の平均値により評価

■環境基準の達成状況

		R1	R2	R3	R4	R5
環境基準値		0.05mg/L			0.02mg/L	
河川	① 環境基準地点数	193	196	156	157	154
	② 環境基準達成地点数	193	196	156	157	154
	③ 環境基準達成率 (②/①)	100%	100%	100%	100%	100%
湖沼	④ 環境基準地点数	1	1	1	1	1
	⑤ 環境基準達成地点数	1	1	1	1	1
	⑥ 環境基準達成率 (⑤/④)	100%	100%	100%	100%	100%
海域	⑦ 環境基準地点数	41	41	41	41	41
	⑧ 環境基準達成地点数	41	41	41	41	41
	⑨ 環境基準達成率 (⑧/⑦)	100%	100%	100%	100%	100%

六価クロム化合物に関する排水基準の見直し

兵庫県の上乗せ排水基準

(4) 上乗せ排水基準の見直し結果

- 公共用水域では、六価クロムに関する環境基準を達成している状況であるため
上乗せ排水基準は強化せず、既設特定事業場は一律排水基準（0.2mg/L）を適用
- その他の特定事業場は、従前と同様、上乗せ排水基準（0.1mg/L）を適用
- 電気めっき業について、既設特定事業場は、従前と同様、上乗せ排水基準（0.35mg/L）を適用

業種	【参考】 一律排水基準 (国)	上乗せ排水基準 (兵庫県)	
		既設特定事業場	その他の特定事業場
電気めっき業以外	0.2mg/L	—	0.1mg/L
電気めっき業	0.5mg/L※	0.35mg/L	0.1mg/L

※ 暫定排水基準、3年間適用